

山梨県公報

第千五百二十二号

平成十六年

十一月八日

月 曜 日

目次

告示

道路の区域変更(二件)……………七二一
 道路の供用開始(三件)……………七二二

公告

一般競争入札について……………七三二
 富士川中流域森林計画の案の縦覧……………七三三
 富士川上流域森林計画の変更案の縦覧……………七三三
 山梨東部地域森林計画の変更案の縦覧……………七三四
 平成十六年度林業用種苗生産事業者講習会の開催
 争議行為予告通知の受理……………七三四
 甲府都市計画の変更案の縦覧……………七三五
 開発行為に関する工事の完了について……………七三五
 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………七三五
 一般競争入札について……………七二六

告示

山梨県告示第五百十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十六年十一月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十一月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 富士川身延線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡南部町大字内船字横田俣下八二三〇番の二地先から 南巨摩郡南部町大字内船字古御所七六二〇番の二四地先まで	新	旧	一一・〇〇 一八・四	九〇・〇
	新	旧	一一・〇〇 四〇・〇	一〇〇・八

山梨県告示第五百二十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十六年十一月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十一月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 市川大門下部身延線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡身延町大字帯金字宮之上六一一一番地先から 南巨摩郡身延町大字帯金字宮之上六一一五〇番地先まで	新	旧	二〇・六〇 二九・〇	一一一・九
	新	旧	二〇・六〇 二二・四	一一一・九

山梨県告示第五百二十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十六年十一月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十一月八日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	大月上野原線	北都留郡上野原町大字野田尻字熊ノ久保二九五七番の一地先から 北都留郡上野原町大字野田尻字寺久保八一三番の三地先まで	八二・八	平成十六年十一月八日

山梨県告示第五百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十六年十一月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十一月八日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	野田尻四方津停車場線	北都留郡上野原町大字野田尻字長峯二九六七番の一地先から 北都留郡上野原町大字野田尻字熊ノ久保二九五七番の一地先まで	六一・〇	平成十六年十一月八日

山梨県告示第五百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十六年十一月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十一月八日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	市川大門下部身延線	南巨摩郡身延町大字帯金字宮之上六一一番地先から 南巨摩郡身延町大字帯金字宮之上六一五〇番地先まで	一一・九	平成十六年十一月八日

公 告

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十六年十一月八日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 一般競争入札に付する事項
 - 1 借入物品等の名称及び数量
行政情報ネットワーク用パソコン等 一式
 - 2 借入物品等の仕様等
入札説明書で定める内容等であること。
 - 3 借入期間
平成十七年三月一日から平成二十二年二月二十八日まで
 - 4 借入場所
知事が指定する場所
- 二 一般競争入札の参加資格
 - 1 平成十六年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十六年山梨県告示第百六十七号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
 - 2 この公告に示す借入物品等を確実に納入できると知事が判断した者であること。
 - 3 この公告に示す借入物品等に係る保守を迅速に行うことができる者であること。
 - 4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県企画部
情報政策課行政情報管理担当 電話〇五五 二二三 一四一六
- 2 入札説明書の交付方法
この公告の日から平成十六年十一月二十二日(月)までの山梨県の休日を含め、
条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)
を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに三の1の交付場
所において交付する。
- 3 入札参加資格確認申請書の提出方法
この公告の日から平成十六年十二月三日(金)までの県の休日を除く毎日、午前
九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに山梨県企画部情報政策課行政情
報管理担当に持参すること。
- 4 入札及び開札の日時及び場所
平成十六年十二月二十日(月)午後二時 山梨県庁(山梨県甲府市丸の内一丁目
六番一号)北別館四階マルチメディアルーム
- 5 郵送による入札書の受領期限及び場所
平成十六年十二月十七日(金)午後四時までに山梨県企画部情報政策課行政情報
管理担当(郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に必
着すること。
- 6 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当す
る額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切
り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者
であるか免税事業者であるかを問わず、月額として見積もった金額の百五分の百に
相当する金額を入札書に記載すること。
- 7 入札の無効
この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違
反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札
その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)
第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- 8 落札者の決定方法
規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格を
もって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - 2 入札保証金
免除
 - 3 契約保証金
契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければな
らない。ただし、規則第九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
 - 4 契約書作成の要否
要
 - 5 その他
詳細は入札説明書による。
- Summary
- 1 Nature and quantity of the products to be procured
Computer Systems for Yamanashi Prefectural Government Information Network
 - 2 Date and time for tender
2:00PM December 20, 2004
 - 3 Bureau in charge
Information Policy Division, Planning Department, Yamanashi Prefectural
Government 6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi Yamanashi-ken 400-8501 Japan
TEL 055-223-1416

● 富士川中流域森林計画の案の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定により富士川中流地
域森林計画を定めるので、当該計画の案を山梨県峡南地域振興局林務環境部において、
この公告の日から平成十六年十一月八日まで縦覧に供する。なお、当該計画の案に意見
のある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に理由を付した文書をもって意見を申
し立てることができる。

平成十六年十一月八日

山梨県知事 山本 栄彦

● 富士川上流域森林計画の変更案の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十九条の四第一項の規定により富士
川上流域森林計画を変更するので、同地域森林計画の変更案を山梨県峡中地域振興局

林務環境部、峡東地域振興局林務環境部及び峡北地域振興局林務環境部において、この公告の日から平成十六年十二月八日まで縦覧に供する。なお、同地域森林計画の変更新案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。

平成十六年十一月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

● 山梨東部地域森林計画の変更新案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項及び第三十九条の四第一項の規定により山梨東部地域森林計画を変更するので、同地域森林計画の変更新案を山梨県富士北麓・東部地域振興局大月林務環境部及び吉田林務環境部において、この公告の日から平成十六年十二月八日まで縦覧に供する。なお、同地域森林計画の変更新案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。

平成十六年十一月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

● 平成十六年度林業用種苗生産事業者講習会の開催

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一条第一項の規定により、平成十六年度林業用種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成十六年十一月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開催日時

平成十六年十二月十三日（月） 午前九時三十分から午後五時まで

二 講習場所

甲府市丸の内二丁目九番十一号 県民会館三階三〇一号会議室

三 受講対象者

山梨県内に住居を有し、林業用種苗生産事業を行おうとする者

四 受講手続

1 提出書類

受講申込書（山梨県森林環境部森林整備課及び各地域振興局林務環境部に備えてある所定の用紙によること。）

2 受講手数料

一万四千元（受講申込書に一万四千元に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印をしないこと。）

手数料は、申込みを取り消し、又は受講しなかった場合でも還付しない。

3 受講申込書提出先

住所地为所轄する地域振興局林務環境部森づくり推進課

4 受講申込書受付期間及び提出方法

この公告の日から平成十六年十二月六日（月）までの「山梨県の休日」を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに四の3の受講申込書提出先に持参すること。

五 講習内容

1 種苗に関する法令 二時間

2 種苗の産地及び系統に関する事項 二時間

3 種苗の生産技術に関する事項 二時間

六 その他

1 講習会の課程を修了した者には、修了証明書を交付する。

2 受講手続等に関し不明の点は、山梨県森林環境部森林整備課（電話〇五五二二三一六四七）又は各地域振興局林務環境部森づくり推進課に問い合わせること。

● 争議行為予告通知の受理

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、山梨民主医療機関労働組合執行委員長田野口博幸から次のとおり争議行為を行う旨平成十六年十月二十六日付で通知があった。

平成十六年十一月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 事件

次の要求事項解決のため

1 賃金引上げ・改善の早期確定。生活を守る年末一時金の獲得、査定減額反対。

2 労基法違反一掃、不払い時間外労働賃金改善。職場要求にもとづく大幅増員の実現。

3 病棟ごとの必要人員を明記した「三人以上・月六日以内」夜勤協定締結。

4 増員・時短・連休を原則とする完全週休二日制の即時実施。母性保護諸権利の拡充。

5 人減らし「合理化」業務委託反対、医療業務の直営原則厳守。

二 日時

平成十六年十一月十一日以降、要求解決まで必要に応じて実施する。

三 場所

甲府市宝一丁目九番一号 甲府共立病院

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 石和共立病院

南アルプス市桃園三百四十番地 巨摩共立病院

南アルプス市桃園三百四十番地の一 巨摩共立歯科診療所

笛吹市御坂町八千蔵五百三十八番地の一 御坂共立診療所

笛吹市御坂町八千蔵五百三十八番地の一 御坂共立歯科診療所

北巨摩郡武川村牧ノ原千三百七十一番地 武川診療所

北巨摩郡武川村牧ノ原千三百七十一番地 武川歯科診療所

甲府市丸の内二丁目九番二十八号 共立歯科センター

甲斐市富竹新田二百三十一番地の一 竜王共立診療所

甲府市丸の内二丁目九番二十八号 甲府駅前共立診療所

南巨摩郡増穂町長沢二百二十五番地の一 ますほ共立診療所

甲府市宝二丁目八番十一号 甲府共立在宅介護支援センター

南アルプス市桃園三百七十七番地の一 訪問看護ステーションあらぐさ

甲府市宝二丁目八番十一号 訪問看護ステーションすずかけ

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地の一 東八訪問看護ステーションほほえみ

甲斐市富竹新田二百三番地の一 メゾンドヒロセー〇三 敷島訪問看護ステーションやすらぎ

笛吹市御坂町八千蔵五百三十八番地の一 御坂・八代訪問看護ステーションたんぼ

北巨摩郡武川村牧ノ原千三百七十一番地 かいこま訪問看護ステーション

南巨摩郡増穂町長沢二百二十五番地の一 訪問看護ステーションふじかわ

以上の病院、診療所等をとりにくく地域と病院、診療所等の構内及び全職場、または一部職場。

四 概要

三に掲げる場所において、全体的あるいは部分的に連続、断続を含む全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除の一切の争議行為を単独又は併用して行う。

但し、救急患者及び重症患者の為の保安要員については、必要に応じて配置する。

● 甲府都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、

次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期日満了の日までに知事に意見書を提出することができる。
平成十六年十一月八日

山梨県知事 山本 栄彦

一 都市計画の種類

甲府都市計画工業団地造成事業

（甲府南部工業団地造成事業）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内二丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課

甲府市貢川二丁目一番八号 峡中地域振興局建設部都市整備課

甲府市丸の内二丁目十八番一号 甲府市役所都市建設部都市計画課

四 縦覧期間

平成十六年十一月九日から二十二日

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。
平成十六年十一月八日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡田富町藤巻字上河原一の一の二の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

西八代郡三珠町大塚千五百六十二番地一 野中喜久

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
平成十六年十一月八日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

甲斐市竜王字東裏一七四五の一、一七四五の二、一七四五の四、一七四五の五、一七四七及び一七五一並びに竜王字十蔵窪一六七九の五、一六七九の一四、一六七九の

- 一五、一六七九の一六及び一六七九の一七の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び甲斐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲斐市竜王千六百五十六番地二 小宮山努
甲斐市竜王千六百五十六番地二 小宮山絹子

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十六年十一月八日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 一般競争入札に付する事項
 - 1 購入物品等の名称及び数量
 - 文化財用エックス線透過装置 一式
 - 2 購入物品等の仕様等
 - 入札説明書で定める内容等であること。
 - 3 納入期限
 - 平成十七年三月三十一日
 - 4 納入場所
 - 知事が指定する場所（山梨県笛吹市御坂町成田地内）
 - 二 一般競争入札の参加資格
 - 1 平成十六年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十六年山梨県告示第百六十七号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
 - 2 この公告に示した物品等を確実に納入できると知事が判断した者であること。
 - 3 納入する物品等に係るアフターサービスを知事の求めに応じて速やかに提供でき

- る者であること。
- 4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から、山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
- 郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県出納局管理課調度担当 電話〇五五 二二三 一三九五
- 2 入札説明書の交付方法
- この公告の日から平成十六年十一月二十六日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所において交付する。
- 3 入札説明会の日時及び場所
- 平成十六年十一月十九日（金）午前十一時 山梨県県民情報プラザ（山梨県甲府市丸の内一丁目八番五号）二階会議室
- 4 入札参加資格確認申請書の提出方法
- この公告の日から平成十六年十一月二十九日（月）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで山梨県出納局管理課調度担当に持参すること。
- 5 入札及び開札の日時及び場所
- 平成十六年十二月二十日（月）午後二時 山梨県県民情報プラザ（山梨県甲府市丸の内一丁目八番五号）二階会議室
- 6 郵送による入札書の受領期限及び場所
- 平成十六年十二月十七日（金）午後五時までに山梨県出納局管理課調度担当（郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に到着すること。
- 7 入札方法
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 8 入札の無効
- この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違

反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札
その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）
第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格を
もって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手續において使用する言語および通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納付しなければ
ならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納付しなければ
ならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否

5 その他

詳細は、入札説明書に示す。

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

An inspection apparatus X-ray to determine the presence of cultural properties, 1 set

2 Date and time for tender

2:00PM December 20, 2004

3 Bureau in charge

Procurement Section, Management Division, Treasury, Yamanashi Prefectural

Government 6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi Yamanashi-Ken 400-8501 JAPAN

TEL 055-223-1395

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番